

平成 29 年 10 月 2 日

各課等の長 様

砥部町長 佐川秀紀

## 平成 30 年度予算編成方針について

### 予算の編成にあたっての基本的な考え方

国の平成 30 年度予算の基本方針においては、「経済・財政計画」の枠組みの下で高齢化等に伴う年金・医療等の歳出が膨らむ中でも一億総活躍社会の実現に向けて歳出の重点化・効率化に取り組むこととしている。また、地方自治体には地方行政サービス改革を推進するとともに、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等の最適化、地方公会計の整備、財政の「見える化」、公営企業会計の適用拡大、公営企業・第三セクター等の経営健全化の推進など地方自治体の財政マネジメントの強化を求めている。このことを十分踏まえて、職員一人ひとりが砥部町の持続可能な将来像を描き、それに向かって何ができるかを真剣に考え施策に反映させることが必要である。

一方、地方交付税の一本算定に向けての段階的縮減による収入の減少(30 年度は合併算定増加分 7 割減)、子育て支援・一億総活躍社会の実現のための大型の投資的事業、また老朽化した公共施設の更新などにおける財源の確保など、財政事情は厳しくなることが予想される。そのため、従来の施策を安易に継続させるのではなく、事業の目的を明確にして、人口減少問題を念頭に置いたうえで、緊急かつ必要なところへ集中してスリムでメリハリのついた予算とする。

### 1 平成 30 年度当初予算編成に関する事項を具現化する予算編成

平成 30 年度予算編成にあたり、「文化とこころがふれあうまち」を推進するため具現化すべき事項については下記のとおり示すので、予算措置が必要な事項について検討すること。

## 30 年度当初予算編成に関する事項

—文化とところがふれあうまち—

### ① だれもが地域で健康に暮らすことができるまちの実現

- ◎ 耐震補強・大規模改修により中央公民館の長寿命化を図り、生涯学習機能の強化及び社会福祉協議会と連携した新たな地域福祉の拠点づくりに取り組む。
- ◎ 良質な地域活動の推進やイベントによる賑わいの創出等により世代間交流を促進し、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくり(笑顔のみえるまちづくり)に取り組む。
  - ・世代間交流の場の創設 (子育て等の地域福祉拠点の整備、公民館活動の活性化)
  - ・イベント等の賑わいの創出
- ◎ 高齢者の健康づくり、生活支援、社会参加への支援等を行うことにより、高齢者がいきいきと暮らせるまちづくりに取り組むとともに、障害の有無に関わらず互いに尊重しあえる地域づくりを推進する。
  - ・とべ温泉湯砥里館の利用促進対策
  - ・運転免許証の自主返納者への支援対策
  - ・高齢者等の移動手段の検討

### ② 防災、防犯に取り組み安全で、安心して暮らすことができるまちの実現

- ◎ 台風 18 号を教訓に、初期初動体制の在り方や避難所の運営又は要支援者の避難対策などの検証を行い、災害対応能力を強化するとともに、効果的な災害に対する啓蒙活動に取り組む。

### ③ 未来を担う子どもたちが、たくましく健やかに育まれるまちの実現

- ◎ 子育て支援を強化し、高齢者の生きがいを創出し、世代間の交流を促進する等、子育てや高齢者福祉等の地域福祉の拠点づくりに向け、総合福祉センターを完成させる。
- ◎ 子育て支援体制を強化するため、出産前から子育て期において、母子、虐待、発達相談等、専門的かつきめ細かな切れ目のない支援を担う子育て世代包括支援センターの開設に取り組む。
- ◎ 待機児童を解消するため、引き続き麻生保育所の改築に取り組むとともに、私学を含む町内の幼児教育(保育)の充実を図る。

### ④ 身近な学びと交流により豊かな心が育まれるまちの実現

- ◎ 高齢者の知識や、人生経験の中で培われた道徳観、慣習、遊び等をとおして、人への思いやりや地域に対する愛着の心を養う等、地域で学べる生涯学習環境を整備することにより、こころのふれあうまちづくりに取り組む。
  - ・昔の遊び塾(仮称)の開催等、昔の遊びを通した世代間交流の促進
- ◎ 郷土の歴史や伝統文化が受け継がれる環境づくりを推進するため、砥部焼伝統産業会館と連携して砥部焼の歴史資料の整備を行なう。

## ⑤ 文化・スポーツ活動により感性が育まれるまちの実現

◎ プロスポーツを地域活性化の起爆剤とするとともに、プロの高度な技術に触れることでスポーツ技術の向上や青少年の豊かな感性を育てるため、プロスポーツの支援とスポーツを楽しむ機会の拡大に取り組む。

・サッカー教室、野球教室、バスケットボール教室等の開催

## ⑥ 多彩な地域資源を活かし人や地域が潤うまちの実現

◎ 行政と町内業者との連携により町内企業の活性化に取り組むとともに、県道大平砥部線の改良に合わせて当該大南地域の活性化を検討する。

・砥部町経済懇話会の発足

・伝統産業会館、坂村真民記念館、とべくらし館及び窯業技術センターを活かしたまちづくり

◎ 窯業技術センターと連携して砥部焼ブランドを強化するとともに、農業分野においては、高原野菜、紅まどんな等のブランド果実の振興等を図り、次世代へ継承できる生産基盤の確保に取り組む。

・松山南砥部分校と連携して砥部焼産業を担う人材を育成する。

・広田地域の高原野菜の産地化のため、引き続き圃場整備を検討する。

・紅まどんな等のブランド果実の振興を図るため、引き続き耕作放棄地の対策と圃場等の基盤整備について検討する。

## ⑦ 多くの人々が訪れ活発な交流のまちの実現

◎ 地域資源の魅力向上による観光を推進するため、町内最多の集客力を誇る「とべ動物園」の入園者増加対策や、入園者を町内観光施設等へ導く誘客対策等、とべ動物園と連携した観光の振興に取り組む。

・愛媛動物友の会の会員増加に向けた支援

・とべ動物園の入園者の増加及び町内観光施設等への誘客対策

・ゾウの確保に向けた機運の醸成

・とべ動物園と協働したイベントの開催

◎ 地域資源の1つである松山南砥部分校の特性を生かし、陶街道事業をはじめとする砥部焼の里の魅力向上に取り組む。

・体育祭等で作成したパネル等の活用(通年)

## ⑧ 快適な住民生活を支える社会基盤整備

◎ 緊急車両の運行や避難道路の安全を確保するため、引き続き町道等の危険個所の解消に努めるとともに、浸水対策として集落内の水路等の整備を行い、安心して暮らせる住環境の整備に取り組む。

## ⑨ 豊かな自然と共に生きる環境整備

◎ 土、樹木、植物、昆虫などの自然や動物等とのふれあい体験をとおり、子どもたちの感性豊かな人間の育成を図るとともに、環境保全や環境に配慮した循環型社会の形成等の環境教育を推進する。

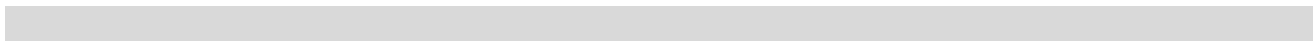
・おもちゃ美術館の検討

#### ⑩ 人々の生活を支えるため、持続可能な行財政運営の推進

- ◎ 広田地域の、売却可能な公共施設(用地)の売却を進める。
- ◎ 職員間の横の連携を強化し、効率の良い行政運営を推進する。

#### ⑪ 広域連携の推進

- ◎ 松山市その他の中予圏域市町と連携して、松山圏域の経済成長のけん引、生活関連機能サービスの向上等に取り組む。



## 2 行財政改革の推進

「新行財政改革大綱」(平成 22 年 1 月)に定める改革の取組を着実に推進することにより、持続可能な財政構造を構築するため、継続して行財政改革を進めていく。

〈新行財政改革の重点項目〉

#### (1) 開かれた町政と協働のまちづくり

積極的な情報の提供に努め、住民と行政が一体となって取り組む、住民協働型のまちづくりを進めます。

#### (2) 効率的な行政運営の推進

限られた財源や人員を適切かつ有効に活用するため、住民ニーズや新たな行政課題を的確に把握しながら、効率的な行政運営に努めます。

#### (3) 計画的な財政運営の確立

厳しい財政状況の中、節減合理化を図るとともに、今後、進展する地方分権のもと、新たな自主財源の確保に取り組み、財政の健全化を積極的に推進します。

## 3 中長期財政計画の推計値を踏まえた予算編成

中長期財政計画については、28 年度決算額が確定したため、それらの数値を反映させて公表する予定であるが、現時点で推計される歳入・歳出を積み上げて試算した場合、平成 32 年度までしか予算編成を行えない結果となった。(資料 1 参照) 順当シナリオの推計方針を参考に、普通建設事業費の圧縮と繰り延べ、人件費の削減、物件費の一般財源ベースで 29 年度当初予算比 5 % 以上の縮減について予算編成に反映させること。

以上、予算編成方針を十分理解し別添「平成 30 年度予算編成に係る留意事項」により、予算編成に当たられたい。

## 平成 30 年度予算編成に係る留意事項

### 1 基本事項

予算の編成にあたっては、資料 2 平成 29 年 9 月 11 日付「平成 30 年度予算編成における留意点」を踏まえ、次により予算編成を行うものとする。

#### (1) 実施事業の調整

ア 平成 30 年度実施計画に基づき行うこと。

イ 策定作業を進めている次期総合計画の具体的な取組みに向け新規施策についても検討を行うこと。

ウ 後年度負担について十分考慮すること。

#### (2) 国・県の予算及び施策の動向把握と対応

ア 所管する事務事業に対する国・県の施策に十分留意し、積極的に情報収集を行うこと。

イ 国・県支出金の廃止又は削減があった事業は、事業の廃止、見直しを検討すること。

ウ 財源を安易に一般財源に求めず、補助金等の掘り起こしに努力すること。なお、新しく創設された補助・助成制度についても情報収集を怠ることなく、財団等の補助も含めて積極的に活用すること。

#### (3) 既存の経常的経費

ア 義務的経費である扶助費、公債費を除き、経常的経費の見直しを行うこと。

イ 不用額の状況を十分に検証し、安易に同額を要求しないこと。

ウ 決算で多額の不用額を出している事業、又は、3 月補正で大きく減額補正している事業は、必ず見直しを行うこと。

#### (4) 新規事業（制度の創設を除く）

ア 目的を明確にし、その必要性、費用対効果、後年度負担などを十分検討すること。

イ あらかじめ終期の設定を行うこと。

ウ 対象者の範囲、近隣市町村の状況など、要求に当っては十分な説明を加えること。

#### (5) 見積りについて

ア 予算計上時の見積りは、過大とならないように注意すること。

イ 精度の高い仕様を作成するなど、入札を前提とした見積書を徴収すること。

ウ 資料 3 の「当初予算見積方法」を参照のこと。

## 2 歳入に関する事項

歳入の計上にあたっては、社会経済情勢や国の制度改正などの情報収集に努めるとともに過去の実績を調査分析し、過大、過小とならないよう留意すること。また、町税、使用料などの滞納対策の強化、適正な受益者負担の算定、広告収入などの独自財源の確保に努めること。

### (1) 町 税

税制の改正、経済動向などを十分に把握し、年間収入額を当初予算に反映させ、過小な計上とならないよう注意すること。また、滞納対策については、目標額の設定などあらゆる手段を講じて、徴収率向上を図り、徴収強化を踏まえた予算見積を行うこと。

### (2) 分担金・負担金、使用料・手数料

受益者負担の原則、住民負担の公平確保の観点から、適正な負担に心掛けるとともに、法令や条例にも十分留意しながら計上すること。恒常的に使用料などを減免している場合は、必要に応じて見直すこと。

### (3) 国・県支出金

提出時点で補助(負担)率などが不透明なものは、現行制度に基づき年間予算を編成し、変更があった場合は財政係と協議すること。

なお、補助対象事業となるものを町単独事業とすることのないよう十分留意し、積極的に補助金の確保に努めること。

### (4) 財産収入

財産運用収入は、財産の適正な管理のもと、極力有利な運用を行い、増収に努めること。

また、所管している不動産の状況を的確に把握し、効率的な活用にも努めること。特に、未利用地の有効活用や売却も含めて検討すること。

### (5) 諸収入

従来の実績を勘案し、収入見込額を計上すること。

### (6) 地方債

後年度の財政負担を考慮し、町債残高の抑制に努める。なお、財源に町債を見積る場合は、財政係と協議し事務査定までに起債計画書を作成すること。

### (7) その他の収入

過去の実績を検討し、適正な財源を計上すること。特に、特定財源は、歳出との関連性を考慮し、金額の多少にかかわらず、計上漏れがないようにすること。

### 3 歳出に関する事項

人口減少問題への対応策や重点事業の拡充など、新たな行政課題に対応するための財源は、徹底した既存事業の見直しにより捻出すること。そのためには、前年度予算にとられることなく、事業効果を十分に検証し、縮小・削減が可能な事業は減額見直しを行うこと。

#### (1) 人件費など

ア 職員給与・職員手当・共済費は、総務課人事係で入力する。また、特別会計予算書の人件費の明細書についても総務課人事係で作成する。

イ 超過勤務手当は、総務課人事係からの提示額をベースに協議対象とする。

ウ 賃金・報償費は、次のとおりとする。

- ・ 年間所要人員は、事前に総務課人事係と協議のうえ計上すること。
- ・ 通年雇用でなく、必要な時期に限定し、安易な臨時職員の雇用はしないこと。
- ・ 賃金単価は、総務課から通知する額により計上すること。時給は、29年度の例による（平成29年度労働局通知：最低賃金739円）。期末手当も忘れずに計上すること。
- ・ 原則、通勤手当は月額賃金の場合は月額2,000円、日額賃金の場合は1日当たり91円（通勤手当5km未満の月額2,000円を22日で除したもの）で計上すること。
- ・ 報償費は、積算根拠を明確にするとともに、砥部町謝礼金の支払基準（平成25年訓令第16号）により見積ること。

#### (2) 旅費

ア 県外研修は、特に必要な場合に限るものとする。

イ 費用弁償などについては、必ず見直し、削減に努めること。なお、予算計上に際しては、必ず積算明細を要求書に明記すること。

#### (3) 需用費

前年度予算額以内とし、次のことを徹底すること。

ア 消耗品費

- ・ 一般会計

一般事務用品は、総務費で一括計上するため、特別需要分のみ各課で計上すること。ただし、出先機関は、特別会計の例によること。積算基礎に明細などを明記するか明細書を作成するなどして内容が分かるようにすること。

- ・ 特別会計

一般事務用品分、特別需要分とも予算計上すること。ただし、一般会計と同様に特別需要分は、積算基礎に明記するか明細書を作成するなどして、内容が分かるようにすること。

イ 光熱水費は、地球温暖化防止計画における温室効果ガス排出量の削減目標を達成するよう節減を図ること。また、例年不用額が多くなっている費目であり、必ず見

直しを行うこと。原則、3～5年の平均とする。しかし、毎年増加傾向にある場合は、その原因究明と防止対策により、可能な限り節水・節電に努めること。

ウ 備品などの修繕は、物件の取得時期や経過年数など総合的な判断のうえ計上する。

大きな修繕をしたわずか数年後に、部品が製造されていないなどの理由で新規購入するといったことのないよう的確に判断すること。

エ 燃料費の単価は、10月上旬に企画財政課契約資産係から通知される「平成29年度下半期の油類の購入単価等について」により計上すること。

〈軽油の計算方法〉

〔(単価－軽油取引税〔32.1円〕)×給油量×消費税〕＋(軽油取引税〔32.1円〕×給油量)＝軽油代

オ 食糧費は、原則禁止とする。ただし、各種会議でのお茶代は、会議の予定時間が2時間を超える場合に認めることとする。また、発表や意見交換などが多い場合については、別途協議するものとする。

カ 印刷製本費は、可能な限り内部印刷、庁内LANなどを活用することとし、印刷部数の見直し、毎年刊行しているものは隔年化や変更箇所のための印刷など、経費の節減に努めること。また、町民全体への周知を目的として作成する印刷物は、その内容などにより、広報誌や町ホームページへの掲載に切り替えるなどして、印刷物を減らすこと。

#### (4) 役務費

郵便物は、原則、職員・理事者・議員（議会会期中に限る）及びその同居家族への郵送は行わないこととして見込むこと。水質検査などの費用は、10月中旬を目途に通知する。

#### (5) 使用料・賃貸料

ア コピー機、印刷機、パソコン、システムなどのリースは、契約更新時に契約条件を必ず見直し、単価や関係経費の削減を行うこと。また、更新時に今までの物件の再リース(1年延長)なども検討すること。

イ 契約期間が年度を越えるものは、長期継続契約<sup>1</sup>の対象でなければ、債務負担行為の設定が必要となるため注意すること。なお、条例に基づき長期継続契約とするものは、事前に財政係に確認すること。

#### (6) 委託料

ア 計画書の作成などは、できるだけ職員で対応すること。

イ 町が行う部分と委託する部分の区分けを行うこと。

ウ 計画策定委託料には、冊子、パンフレットなどの印刷製本費を含めないこと。

エ 予算計上に当っては、以下の視点から再点検を行うこと。

- ・ 経費は、業者からの見積りに頼ることなく、積算根拠、方法、価格の妥当性

---

<sup>1</sup> 町ホームページの「例規・要綱」にある「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」と「同条例の運用要領」を参照のこと。



について精査すること。

- ・ 業者に丸投げするのではなく、職員でできることは職員でやることを基本とすること。
- ・ 制度改正に伴うシステム改修が確実視される場合（特別会計を含む）、その内容や補助額などが確定していない場合であっても、原則、推計額で予算に頭出しをしておくこと。

#### (7) 維持補修費

各施設の現状を十分把握し、適正な維持管理に努めること。施設改修に係る工事請負費・修繕料は、「公共施設等総合管理計画」を踏まえて、経費の複数年化を視野に入れた計画的な対応を行うこと。なお、大規模改修は、実施計画に計上し全庁的な調整を計ったうえで実施すること。

※現況写真や全体的な修繕年次計画書などの説明資料を提出すること。

#### (8) 扶助費

過去の実績と本年度の動向を精査のうえ、対象者を的確に把握し、年度途中で大幅な見込み違いが生じないように留意すること。また、国・県負担（補助）金、町単独の事業区分を明確にし、国、県事業の基準額以上の事業費（上乗せ分）は、積算根拠を要求書に記載すること。

#### (9) 負担金、補助金及び交付金

ア 「砥部町補助金等交付基準」に基づき、補助金等の目的や効果を再検証し、慣例や先例にとらわれることなく、補助の必要性や対象経費を精査のうえ、各団体と十分協議を行うこと。なお、補助の目的が達成されたと認められるものについては廃止すること。

イ 商工会などの各種団体の運営費補助は、原則、昨年まで予算編成で協議してきたことを踏襲する。なお、予算要求書には、団体の事業内容、予算及び決算状況、補助金の充当内容などが確認できる資料を添付すること。

ウ 交付団体の前年度決算で補助金以上の繰越がある場合は、一定期間の交付停止（例えば、2年間程度の中断期間を設ける）などの検討を行うこと。

エ 各団体における食糧費や研修旅費などは、原則、対象経費から除外して積算すること。

オ 国・県負担（補助）金、町単独の事業区分を明確にし、国、県事業の基準額以上の事業費（上乗せ分）については、積算が分かるよう分割して記載すること。

カ 一部事務組合負担金は、一部事務組合に対し本予算編成方針を説明し、理解を求めたうえで要求を行うとともに、積算根拠などは事前に各課で十分内容を精査すること。

キ 各種協議会などに対する負担金は、法令又は規約などに基づき積算すること。なお、活動状況などを再確認し、効果が期待できないもの、加入の必要性が認められないものは、退会を検討すること。

(10) 備品購入費

ア 備品購入費は、利用計画を考慮したうえで要求すること。

イ 更新などやむを得ないものを除き、新規購入を制限する。

※更新予定の物件は、現況写真や全体的な更新計画などの説明資料を提出すること。

耐用年数と取得時からの経過年数や修繕履歴（資産台帳）なども含めて説明すること。

ウ 公用車の新規追加購入は認めない。更新については、「公用車の更新基準」を参考にすること。

公 用 車 の 更 新 基 準

公用車の更新については、安全性の確保、経済的かつ効率的な使用を図るため、下記「車両更新基準」に基づき、年式・走行距離・内外観・安全性・動力性能などを考慮し、計画的かつ効率的な車両の更新を行うものとする。

車両更新基準

| 種 別   | 基 準                        | 備 考                        |
|-------|----------------------------|----------------------------|
| 一般車両  | 経過年数11年以上又は走行距離10万キロメートル以上 | 乗用車、トラック、ライトバン<br>上記に準じる車両 |
| 軽自動車  | 経過年数11年以上又は走行距離10万キロメートル以上 |                            |
| ワゴン車等 | 経過年数11年以上又は走行距離10万キロメートル以上 |                            |
| 消防車両  | 経過年数20年以上                  | 可搬ポンプ積載車、ポンプ自動車等           |

※上記基準を参考にして、車両の年式・走行性・外観等を調査し、安全性・経済性等を考慮し更新を行う。

※リースの場合、概ね5年間を基準とする。

(11) 繰出金

ア 各特別会計の事業計画、財政状況などを十分検討し計上すること。また、可能な限り、過去の実績を検証し、一般会計の負担を軽減するよう努めること。

イ 公営企業会計については、「地方公営企業繰出金について（通知）」を参照し、適正な繰出しに努めること。特に、基準外繰出がある場合は、十分な説明を加えること。

(12) 投資、出資及び貸付金

対象事業の重要度や必要性、事業計画、資金計画、貸付期間、貸付利率、事業実績を検討のうえ計上すること。

(13) 債務負担行為

ア 後年度における財政負担を義務付けるもの。将来の財政運営を圧迫する要因とならないよう、その対象事業及び限度額について十分精査し、真に必要なものに限り設定すること。

イ 債務負担行為や長期継続契約によるもの以外の年度を越える契約はできないので留意すること。

(14) その他

ア 特別な事情がない限り細目の新設は認めない。

イ これまで、町議会、町監査委員、国・県などから指摘された事項については、予算編成時点で改善に努めること。

#### 4 特別会計及び公営企業会計

健全財政の維持は、全会計を通じて要請されるものである。前記事項中の関連事項及びその趣旨は、特別会計の予算編成にあたっても十分配慮すること。

- (1) 特別会計は、原則として、独立採算の堅持に努めるとともに、一般会計に準じ経常的経費の増加を抑制し、各会計の設置目的に沿って、年間所要額を見積もること。
- (2) 医療・介護関係の特別会計は、現在、国の制度改正が頻繁に行われている。改正内容や国・県の動向を的確に把握し、予算に反映すること。
- (3) 保険料・使用料など、町民負担の適正化を念頭に財源の確保に努めること。過去の実績などにより検証を行い、経費の節減・合理化に努め、一般会計からの繰入金を圧縮するよう最大限の努力をすること。
- (4) 一般会計と企業会計との間の経費負担区分の明確化を図るとともに、業務運営の合理化及び効率化に徹すること。長期的見通しに立って、企業としての独立採算制経営の健全化を基本とした予算見積とすること。
- (5) 平成 29 年度の決算剰余金を適確に把握し、平成 30 年度当初予算から財源に計上すること。なお、平成 22 年度から前年度決算が確定後、決算剰余金と一般会計繰入金の調整をすることとしている。

## 5 提出要領

(1) 提出期限      平成 29 年 11 月 10 日(金)厳守

(2) 提出先          企画財政課    財政係

(3) 提出部数      各 1 部 (A 4)

### (4) 提出書類

- ・ 予算編成における重点施策と要求内容の概要 (様式 1)
- ・ 一般会計等当初予算要求前年度比較表 (様式 2)
- ・ 歳入予算見積書 (システム出力)
- ・ 歳出予算要求書 (システム出力)
- ・ 債務負担行為見積書 (様式 3)
- ・ 長期継続契約見積書 (様式 4)
- ・ 歳出補正予算予定額調書 (様式 5)
- ・ 臨時職員雇用要求表 (様式 6)
- ・ 一般会計予算負担金・補助金・交付金一覧 ※財政係が提供するエクセルデータを修正し提出すること。
- ・ 積算資料など

ア 添付する説明資料は必要最小限にすること。

イ 業者からの見積書は、原則、提出する必要はないが、見積書により積算基礎が分かる場合は、資料として添付し、歳出予算要求書に資料のページ番号を付すること。

※ 130 万円以上の工事に係るもので、技術職以外の職員が設計したものは、根拠となる見積書を添付すること。また、入札に係る建築工事のうち、500 万円以上のものは、設計を委託すること。

ウ 法改正による新規事業や事業変更となるものは、その説明をすること。

エ 法改正によらない新規事業や事業変更は、その理由(過去の実績、将来推計、他市町との比較など)を説明すること。

オ 上記に限らず、適宜、近隣市町の動向などを聴取し、情報を整理しておくこと。

## 6 注意事項

- (1) 様式は、全庁共通ファイル⇒様式専用⇒企画財政課⇒予算様式によること。
- (2) 歳出予算要求書、歳出補正予算予定額調書の「趣旨・事業内容欄」は、詳細に記入すること(予算査定では、多数の調査提出書類でこの内容を重視している。)
- (3) 歳入見積・歳出要求における端数(千円未満数値)の取扱いは、原則として、歳入は切り捨て、歳出は切り上げとし、単位は、財務会計入力単位とする。ただし、10/10

補助の事業の歳入見積額については歳出要求額と同額とすること。

- (4) 財務会計システムに入力された金額を集計し、事務査定における予算圧縮額を決定するので、入力誤りに注意すること。
- (5) 今後、補正が見込まれる場合は、様式 5 歳出補正予算予定額調書を必ず提出すること。補正予定を含め、年間で必要な一般財源を見込むため、提出のない場合は、平成 30 年度の実施は困難となることに留意すること。
- (6) 「財務会計システム予算編成操作説明資料」を参照のうえ、入力すること。
- (7) 事務査定は「**様式 2** ○○会計当初予算要求前年度比較表（○○課）」を使用する。歳出予算要求書との整合性も含め、ミスのないよう注意すること。
- (8) 財務会計システム入力などに関する説明会は開催しないので、不明な点があれば、財政係に確認すること。

## 7 留意事項

- (1) 要求書は、1 事業単位＝細目単位で作成すること。
- (2) 予算要求書は出力後、係単位にせず**課単位で（特別会計、公営企業会計は別で）**概要・前年度比較表・歳入見積書・歳出要求書・その他様式を順番に**通し番号**でページを振り直し、資料などはその後にまとめたうえ、**続き番号**を振ること。

※課名（係名）略称及び資料名などは記述せず、単に通し番号のみ記述すること。

- (3) 歳出予算要求書や資料などは、分かりやすく簡潔に整理すること。また、資料の参照先を明示すること。

【例示】 歳出予算要求書

○○旅費 5 万円 （○○ページ資料参照）

- (4) 趣旨、事業内容欄は、事業内容などのほか、前年度との相違点、新規事業の場合は、事業の終期などを明確に記載すること。
- (5) 新規事業や前年度より増額要求となった場合は、それに見合い廃止・縮小した事業があれば説明すること。
- (6) 積算根拠は、対象者、対象範囲、数量、単価などを示すこと（これが示されていないと査定にならない。）。)
- (7) 予算要求書の控えは、次の 2 段階で各担当課においてコピーのうえ保管すること。  
ア 第 1 段階 予算要求状況（財政係提出時）  
イ 第 2 段階 事務査定後
- (8) 細節の下に、「説明」の項目がある。以下については、予算書の説明欄に明記されるため、必ず入力すること。（1 件ごとの名称を入力すること。）

1 節【報酬】

1 3 節【委託料】

1 5 節【工事請負費】

1 7 節【公有財産購入費】

1 9 節【負担金補助及び交付金】

2 0 節【扶助費】

2 1 節【貸付金】

2 3 節【償還金利子及び割引料】

2 4 節【投資及び出資金】

2 5 節【積立金】

2 8 節【繰出金】

※ 8 節、1 1 節、1 2 節、1 3 節、1 4 節、1 6 節の【単価契約】

- (9) 次の節には総価での契約によりがたい契約に対応するため「単価契約」の細節を設定している。契約形態が単価契約であるものは、当該細節で予算要求し説明欄も設定すること。これにより数量が確定した時点で、支出負担行為兼支出命令書で執行可能になる。今年度単価契約を締結していて、当該細節で予算計上していないものは注意すること。

|                 |                |
|-----------------|----------------|
| 8 節【報償費】        | 4 単価契約         |
| 1 1 節【需用費】      | 1 4 単価契約       |
| 1 2 節【役務費】      | 1 1 単価契約       |
| 1 3 節【委託料】      | 1 1 ～ 1 3 単価契約 |
| 1 4 節【使用料及び賃借料】 | 1 0 単価契約       |
| 1 6 節【原材料料費】    | 2 単価契約         |

## 8 予算編成関係日程(予定)

### 9 月下旬

- 予算編成方針の通知

### 10 月

- ★ 各課予算編成作業（歳入見積書、歳出要求書作成など）
- ★ 財務会計システム入力 ※後日、入力可能日を通知します。

### 11 月中旬

**当初予算要求提出期限 11 月 10 日(金)厳守**

※提出前に、必ず、課内で要求内容を協議のうえ精査すること。

### 11 月下旬～12 月上旬

- 事務査定

### 12 月下旬～1 月上旬

- |                     |              |
|---------------------|--------------|
| ■ 理事者査定             | 12 月下旬～1 月上旬 |
| ◎ 予算書作成事務           | 1 月中旬        |
| ★ 予算書など各課校正 2 回(予定) | 1 月中旬～2 月上旬  |

### 2 月

- |                    |          |
|--------------------|----------|
| ◎ 予算書印刷発注          | 2 月上旬    |
| ■ 当初予算公表資料の作成、各課校正 | 2 月上旬～中旬 |
| ◎ 予算書完成予定          | 2 月中旬    |
| ◎ 正副議長説明・議会運営委員会   | 2 月中旬    |
| ◎ 報道機関への公表         |          |

### 3 月

- 3 月定例議会上程

★各課事務    ◎企画財政課事務    ■各課・企画財政課共通事務

平成 29 年 9 月 11 日

各課長 様

企画財政課長

平成 30 年度予算編成における留意点について

平成 30 年度予算について、以下の点に留意の上、準備を進めてください。

## 1 一般財源の状況

町税について、28 年度決算では、対前年度約 4,200 万円増加しました。固定資産税及び町たばこ税で減少したものの、特別徴収の完全実施や新税率（軽自動車税）の適用などにより、町民税及び軽自動車税で増加しました。これは、税制改正等による一時的な増加であって、更なる増収に繋がるものではありません。

また、地方譲与税、交付金等については、ほとんどの費目で減少し、対前年度約 1 億 800 万円と大幅に減少しました。特に普通交付税にあっては約 5,600 万円減少し、減少額の過半数を占めています。今後も、普通交付税は更に減少するものと予想され、町税を含めた経常一般財源の増加は見込めません。

## 2 歳出予算の状況

このような状況下にあって、当初予算の一般財源充当額をみると、29 年度は約 58 億円で、25 年度と比較して約 7 億 4,600 万円増加しています。これは、特定目的基金を充当した後の額であって、当該基金を充当しなければ、約 11 億円増加しています。

更に、一般財源である財政調整基金を 4 億円取り崩し、臨時財政対策債を約 3 億円借り入れることとしており、近年の予算編成においては、財政調整基金等の基金の取崩し及び臨時財政対策債の発行限度額に近い借入れが常態化しています。

## 3 30 年度の予算編成に向けて

本町においては、24 年度の砥部中学校の改築以降、砥部消防署の建設、武道場の建設、給食センターの改築、麻生保育所の改築、総合福祉センターの建設、中央公民館の大規模改修と、大型事業が続いています。



合併特例事業債等の地方債の借入れにより、当該年度の財源は確保できたとしても、借入金に対する元利償還金は徐々に増加しており、34 年度には、元利償還額が 2 億円増加し、7 億 6,000 万円に達するとみています。

町税や交付金等の経常一般財源の増加が期待できない現状にあっては、投資的経費の抑制や思い切った経常経費の削減又は補助金等の特定財源の確保が必要です。

29 年度の当初予算要求に当たり、一般財源について対前年度 5%の縮減をお願いしたところ、反対に大幅な増額要求となりました。

限られた財源を行政目的ごとに配分するわけですから、我慢すべきところは我慢し、効果の低い事業は廃止も含めて見直す必要があります。職員の自己満足のための、又は汗をかかないための予算要求はもっての外と言わざるを得ません。

要求額の裁量は、所管課にあります。そのため職員 1 人 1 人が費用対効果を考え、コスト及び財源意識をもって予算を組み立てるとともに、住民等からの要望に関しては、吟味することなくそのまま要求することのないよう、各課において予算要求に対する意思を明確にした上で予算要求をしてください。

平成 30 年度当初予算編成の日程は次のとおりです。完成度の高い予算要求をお願いします。

#### 4 予算編成の日程

- (1) 予算編成方針 9 月下旬に通知します。
- (2) 要求締切り 11 月上旬とします。
- (3) 事務査定 11 月下旬から 12 月上旬にかけて行う予定です。
- (4) 町長査定 12 月下旬から 1 月上旬にかけて行う予定です。